

令和7年度兵庫県私立高等学校 生徒授業料軽減補助制度について

兵庫県では、国の就学支援金の上乗せとして県独自に授業料軽減補助を行っています。
申請を希望される場合は、学校が指定する期日までに、学校へ申請してください。
※申請の要件、授業料の軽減額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

県の授業料軽減補助を受けることができる人

◆ 対象者の条件

以下のすべてを満たす場合、軽減補助を受けることができます。

- (1) 令和7年10月1日時点で、兵庫県・大阪府・京都府・奈良県・滋賀県・和歌山県・岡山県・鳥取県・徳島県に設置されている私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く）に在籍していること。
- (2) 令和7年10月1日時点で、保護者等全員が兵庫県在住であること。
※生徒の居住地は、寮・下宿等により兵庫県外であっても差し支えありません。
※保護者等の一方が単身赴任等で一時的に県外に居住している場合は個別に学校にご相談ください。
- (3) 令和7年10月1日時点での保護者等全員の令和7年度所得確認基準額（※裏面参照）が304,200円未満であること。

<ご注意>

- ・ 令和7年9月30日以前に転退学した場合は、対象となりません。
- ・ 令和7年10月1日以降に転退学した場合は、月割りにより計算します。
- ・ 在学中、支給を受けられるのは3回のみです。
- ・ 生徒本人が在学中に成年に達した場合でも、引き続きそれまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行います。

◆ 軽減される額〔在籍する学校の所在地により軽減額が異なります〕

保護者等全員の 前年収入目安（合算） （所得確認基準額※）	軽減金額（年額）		
	上段：兵庫県授業料軽減額		
	※多子世帯（0歳～23歳未満で扶養することもが3人以上）は、 下記の県補助金額に10,000円を加算		
	兵庫県内の 私立高等学校	京都府内の 私立高等学校	大阪府、岡山県、鳥取県、 滋賀県、奈良県、和歌山県、 徳島県内の私立高等学校
590万円未満程度 （154,500円未満）	64,000円 [460,000円]	32,000円 [428,000円]	16,000円 [412,000円]
730万円未満程度 （217,700円未満）	120,000円 [238,800円]	60,000円 [178,800円]	30,000円 [148,800円]
910万円未満程度 （304,200円未満）	60,000円 [178,800円]	30,000円 [148,800円]	15,000円 [133,800円]

※910万以上（304,200円以上）の世帯は軽減補助の対象外です。

◆ 申請書の提出

○提出先：生徒が在籍する学校

○必要書類

- ・申請書
- ・その他学校が指定する書類

※国の制度（就学支援金）の所得区分を準用して認定するため、
所得に関する証明書類の提出は不要です。

○提出期限：学校が指定する日（期限を過ぎた場合は申請できません）。

◆ 決定の通知

軽減補助の支給決定のお知らせや補助金のお支払いはすべて、生徒が在籍する学校を通じて行います。

軽減の実施（県から学校への補助金の交付）は、12月～1月頃になる予定です。

なお、虚偽の申請等が判明した場合は軽減措置を取り消します。

令和7年度所得確認基準額とは？

以下の計算式により算出します。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額×6%－市町民税の調整控除の額※

※ 生徒本人が平成21年1月2日～平成22年4月1日生まれの場合、
保護者（保護者が2名の場合はどちらか一方）の課税標準額から
33万円を控除します（扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため）。

※政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
（マイナンバーカードが必要です）

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178